

# 産業建設常任委員会記録

平成27年6月25日

【開催日】 平成27年6月25日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後3時23分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	河崎平男
委員	大井淳一朗	委員	杉本保喜
委員	中島好人	委員	長谷川知司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【執行部出席者】

市長	白井博文	産業振興部長	姫井昌
産業振興部次長	多田敏明	商工労働課長	白石俊之
商工労働課主査兼商工労働係長	山本修一	商工労働課商工労働係主任	三浦裕
企画課行革推進係長	別府隆行		

【事務局出席者】

局長	古川博三	庶務調査係主任主事	梅野貴裕
----	------	-----------	------

【審査事項】

- 1 議案第59号 山陽小野田市中小企業振興基本条例の制定について（商工労働課）

---

午前10時 開会

---

松尾数則委員長 それでは定刻となりましたので、産業建設常任委員会を開始

いたします。今日の出席者は6名、全員出席しております。なお、企画のほうからこの委員会室にコンピュータの持込みの申請がありましたけれど、これを許可したいと思います。今日は、傍聴はありません。それでは付議事項の議案第59号山陽小野田市中小企業振興基本条例の制定についての審議をいたします。執行部の方から何か意見がありますか。

姫井産業振興部長 おはようございます。産業振興部の姫井でございます。よろしくお願ひいたします。本日は市長も出席を、当委員会、出席をいたしております。市長は10時半にちょっと所用がございまして、10時半前にはちょっと退席をいたしますが、御了承のほどよろしくお願ひいたします。それでは先週の金曜日の委員会から御意見、御指摘等ございましたことにつきまして担当課長のほうから御回答のほど申し上げます。

白石商工労働課長 6月19日の委員会で御指摘のありました5点について庁内で検討いたしましたので、その結果を御報告いたします。1番、地域資源の活用による産業の発展及び創出を促進することを明記いたします。2番、財政上の措置を条文に明記すべきとの御指摘でございますが、中小企業振興につきましてはこれまでも予算措置を行い、実施しており、条例制定後についても同様に行うため原案のとおり条例に明記しないことといたします。なお、今後策定いたします推進計画に予算確保に努める表現を明記する予定です。3番目、実施状況の公表を条文に明記します。4番、7条の関係団体等の協力は個別の協力体制を明記します。5番、循環の表現を第1条目的にも明記いたします。以上で検討結果の回答の報告を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

松尾数則委員長 以上、執行部のほうから修正案の報告ありましたけれど、今の修正案に対しまして、質疑のある方は。

中島好人委員 もう1点、審議会の設置についてもあったと思いますが、その点について。なかったですか。（発言する者あり）

松尾数則委員長　今回は審議会ではなく協議会を設置し、その内容については公表を行うというような表現でしたというような形での審議内容であったような気がしますけれど。ちょっと中島委員、今のところもう1回言ってみて。

中島好人委員　そういった回答があった際、杉本委員は確かそういうことがちゃんと明記されているのなら納得ということをお答えされましたけども、僕はそれではいけないという回答をしていると思いますので、それは委員会としての了解ではないというふうに認識しております。議事録を見ていただければというふうに思いますけれども、納得した点ではありません。ですから、一応そういう回答ということで、これ以上は。

松尾数則委員長　何回も繰り返しになるからね。中島委員の意見としては協議会ではなくて審議会が是非とも必要だというような判断ですね。そのほか、この審議会に関して委員の方の。（「審議会」と呼ぶ者あり）協議会に関してという。

大井淳一郎委員　この点については私も当初は審議会を明記してきちんとしたチェック体制を取るべきだということを主張しておりましたけれど、議論の中で予算上の措置があるかないかという違いはあるものの、協議会という形で同じようなチェック体制をする。その代わりにその実施状況等をしっかり市の責務の中で盛り込むと、そういった形で私は協議会と、現行というか執行の案で納得をしていました。もちろん中島委員は、それぞれ委員は意見があると思います。ですから委員会の一致した意見ではないということでもいいのではないですかね。全てが全てではないでしょうから。

松尾数則委員長　それ以外に、修正案について意見があれば、お聞きしますけれど。委員のほうの意見があれば。

中島好人委員 これはどういう形の修正案というふうになるのですか。執行部の修正案というふうにご考慮されるのですか。

松尾数則委員長 執行部のほうの修正案ですか。

大井淳一郎委員 ちょっと観点を変えて、一般質問の市長答弁の中でこの中小企業振興条例について、取下げを示唆するような発言がありました。執行部の認識というか、取り下げていく、取り下げるおつもりなのか。それともそのつもりはないのか、あくまでもこの審議の中で議会がどうするか今から分かりませんが、そういった対応なのか、その点についてまず明確にさせていただきたいと思います。

白井市長 この基本条例の策定、それから条例としての条例化ですね、実はこれ非常に執行部として申し訳ないことなのですが、非常に作業遅れているわけですね。産業振興部の内部事情、職員の病休その他ですね、何人か出る等、またデマンド交通についても厚狭の北部地区、部長以下何人か言ってみれば各戸ずっと回るような形で周知徹底すると、どうぞ利用してくださいと、こういう制度ができますと、こういう便利の良い公共交通が走りますというふうなことを説明して回るとかですね、あれこれでは実は去年の春の時点で、平成27年度中にこの中小企業基本振興条例の案を作って議会に出すよという指示は出していたのですが、延び延び、延び延びになって今日にと、年を越してしまったわけですね。更に何かあると、私としては遅くとも来年3月には推進計画を作り、予算的な裏付けをしたものを議会にお諮りしたいと考えているのですが、昨日も打合わせしますと何かこう順調にいかない場合はそれさえも来年3月の推進計画を提出すること自体もちょっと無理ですということを担当部のほうで言い出しておりますので、私は明記しますというふうに先ほど白石課長が申し上げた点は執行部のほうで原案を訂正させていただきますし、明記することについては控えさせていただきますといった1

点についてはですね、もう皆さん方で決めていただいて、もう執行部が訂正しないなら委員会で訂正すると、全てお任せして基本条例をできればこの6月議会で成立していただきたいと、そうすれば来年3月この基本条例に基づく推進計画に一步踏み出すことができる。その過程で当然先ほどの審議会か協議会かという問題がありますけど、それも何回か、そうした人たちの関係者の意見を聞いたりし、それをこの基本条例の趣旨に沿ってどういうふうに集約し、事業化していくかということも決めることができます。ですから、今日はたまりかねているので、出席させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

古川議会事務局長 はい。今市長のほうからお話でしたが、基本的に執行部のほうの訂正ということになると取下げとかそういう手続になりますので、議会のほうが投げた考え方で執行部のほうが了承されたら、基本的には議会のほうで修正という形になろうかと思えます。ですから撤回がない限りは、これを通すということになれば、議会のほうで執行部ときちんと、あくまでも合致した形での修正ということになろうかと思えますが、委員長その辺確認しておいてください。

松尾数則委員長 中島委員、だからそういった形で委員会の修正ということで。

中島好人委員 本会議場の私の一般質問で、非常にこの件は重要な問題という認識からですね、ただ単にこの委員会の中でどうこうできないという思いがあって、担当常任委員会でありますけれども、あえて一般質問で取り上げさせていただいたわけです。その際あまりにもこの原案に対して、委員会で一つ一つ修正してそれを提示していくとかなりの量になるし、今度は委員会の責任になってしまいます。だから委員会修正は早い話は執行部じゃなくて、うちの委員会の全ての責任で物事がこれだけの、ちょっとした問題ではないですから、そういう形をとって果たしていいのだろうかという投げ掛けをしたわけですよ。ですから、そういう点では今全部、協議会もオッケー、財政もオッケー、載せなくてもいいですよ、

審議会も作らなくてもいいですよ、あと学校とか金融とかそういうのもきちんと柱立てしなくてもいいですよ、そういうのを委員会で了解するという中身になってしまうわけですよ。ですから、もっとやっぱりこういう執行部と委員会という議会の関係じゃなくて、もっと真剣に考える必要があると。だからそういう意味ではこういう幾つもの議会が修正して、それでオッケーという形をとるのではないほうがいいのではないかと、こういうことを投げ掛けたわけですね。そうすると市長は改めて全庁で討議しますと、こういう回答だったと記憶しておりますけれども、どうなのでしょう。

白井市長 昨日も何名かの部長を集めて協議したのですが、そうすると一旦取り下げて早くて9月大丈夫だろうかと言ったら、場合によっては12月になるかもしれませんと、12月に出して、そして大体この委員会の委員の皆さん方の御意見が反映できるようなそういうものにした上で、来年の3月に推進計画出せますかと聞いたところ、いや半年以上は掛かりますということですから、延びることは同時に推進計画の提案、議会にかかること自体さらに半年単位で延びていく、これはここに並んでいる部長に申し訳ないことなのですが、昨日の晩に帰っていろいろ考えまして、やっぱりまず推進計画に着手することこそ、この基本条例を作る意味があるのではないかというふうに思いまして、そういうふうに申し上げました。

中島好人委員 本会議での市長答弁というのは、非常に重みがあってそれが変えられるということ自体が、大問題になっていくのではないかというふうに私は思うわけですよ。だからやはり私言いましたのは推進計画が別に3月にね、今この条例を策定しているのは宇部市と山口市ですよ。その中身を見ても、昨日も言いましたけども、3年前にできた宇部市にあって小野田市にないものがたくさんある中で、条例や計画を作っても意味を成さない。生きたものにならないと私は思うのですが、その辺の判断どうでしょうか。

多田産業振興部次長 初めて口を開きます。先ほど中島委員の御指摘の中に、前回大井委員の中で中小企業の振興を早期に図りたいという市長部局の説明の中で、この議案について訂正をしながら議決いただきたいというふうな執行部の考え方を申し述べたときに大井委員から、委員会訂正をしたときに委員会が訂正したもので全責任を負うという形では訂正できませんよと、そういうことについてどういう御認識かという問いかけがあったときに、当部長は真摯に受け止めてその訂正文については相互に理解し合った形で真摯に受け止めてこの6月議会によって議決を諮りたいというふうに申し上げた件があったと思います。そういう流れをずっと聞いております中で、やはり議会と市長部局は一体のものとして、やはりどちらかが何らかの形で前を走っていく、それを後ろからついていく、ないしは両輪として動いていくという形の中で、本議案につきましては訂正、訂正という形で大変原案の作成にあたったものにとっては、ある意味つらい面もあります。また訂正するにあたっていろいろな論議をしております。そういう中で6月この議会において、この中小企業振興基本条例を議決することによって早期に中小企業に対する振興を図りたいという思いがありますので、その辺りを御理解いただければと思っております。

大井淳一郎委員 この条例の取下げとか修正とかそういった手法論に終始してはいけないと思います。せっかく市長が来ておられますので、この話をしたいと思いますが、今まで先ほどお話があった中で議会側の指摘を中島委員含めて不十分ながらもありました。ただ財政上の処置については現行のままにしたいと、この点について論点を絞ってやりたいなと思っております。推進計画にての予算確保に努めるという表現にすることで、従来どおり答えは変わっておりません。この財政上の措置につきましても、宇部市は努めるということで、努力義務を市の責務とは分けてですね、定めてあると、そうしたことが当市でできないかということのを常々言ってきました。私がこれを入れるべきだということを行った

のは現行どおりやっているからやるではなくて、そうした中小企業に対する支援に対する姿勢をしっかりと当市も条例で示すべきじゃないかと。そういった必要性とこうした規程を定めたからといって巨額な公金を中小企業に費やしなさいという意味では必ずしもありませんと、努力義務としながらも必要な限りで効率的に、必要かつ効率的にやられるべきというふうな形でその辺を言ってきました。本当に、これを原文に残さない状態で、果たしてそのようなことがしっかりとやっていくことが担保されるのかということをごひ市長のほうからコメントをいただきたいと思います。

白井市長 結論的には推進計画を事業化するに当たっては、当然予算的な裏付けが必要ですから、ですからそれはもう担保されると、当然言うべきだと、御説明すべきだというふうに思います。なお、恐縮ですが今後の手続のことですけれども、ほとんど指摘されたことについては前向きに回答を用意してきたつもりですが、それも執行部のほうの用意した条例の各条項の文言の訂正というふうな形で整理し直したほうが良いというふうなことですと、一旦取り下げて、そして手続を経てもう1回議会に上程するというふうな、そんなことでもかまわないですけれども、そうであればもうきちんとした審議会を立ち上げます。審議会を立ち上げて、そして十分審議会でもんでもらって、その上で先ほどのここで明記いたしますとうんぬんしましたね、そういうふうに申し上げました。それらをきちんと盛り込んだ基本条例案を作って、議会に出させていただきますと。ただ申し訳ありませんが、その場合には昨日職員と協議したところによりますと、来年3月の推進計画はできないと思いますというふうな話でしたので、お含みおきをいただきたいというふうに思います。

河崎平男委員 今回の発言であれば調整するということがよろしいのですか。執行部と議会のほうで調整ということで、取下げにあると、ちょっともうこの議会ではできませんよね。取下げは。次の議会で審議するちゅう形になりますので、この件については執行部と議会が調整するという形

で審議したほうが良いと思いますが。

白井市長 一旦議案として出した以上は撤回できないということはないと思います。ただし今審査をしていただいておりますから当然同意が必要だと。だから同意いただければ議案の撤回はできるものというふうに承知しております。

大井淳一朗委員 市長がおっしゃったのは撤回するということもあり得るということで、取り下げる意思は今ないと思います。それで審議会については設置のお考えがもしあるということと言われたのであれば条例に明記することも一つですし、明記しなくても設置条例という形でできますので要綱も含めてできると思いますが、それはまた今後、条例がどうなるか分かりませんが、内部で検討していただきたいと思います。協議会という今までの方針だったけど、市長が今審議会の設置のお考えがあるということであれば内部的に、それは調整していただければと思います。

中島好人委員 やはりこの数日間で訂正という形がきたわけですけども、やはり中身を本当にやっぱり真剣に、ただここでこうだったからというのではなくて期間を設けて、よそのもかなりできています。最近できたこともたくさんあります。宇部も3年前ですけども、その後もできたのがたくさんあります。今なぜかという、今の状況の中で中小企業振興条例というのは非常に全国でも重要になってきているので、やっぱりこれは地方創生との関わりの中で、どう経済を立て直していくか、循環型社会をどう作っていくかという非常に重要な問題を含んでいるわけですね。これが市の活性化の基本になろうというわけですから、この二、三日の状況の中で変えますという水準のものではないと。もっともっと、関係団体とかいろいろ、ただ1回聞いただけではなくて、やっぱりこの条例を策定する間にはかなり何回も何回も円卓会議を設けて、いろいろな意見を聴きながらこうやってきているわけですね。やはり僕は改めて今の時点で、改めて今までこのデマンドや観光、いろいろあって正直

出遅れたということですから、別にゴールを目指してそこから逆算してこう慌ててこけてしまって結局ラストという話になりますので、私は今市長が言ったことに賛成です。

白井市長 中島議員の話をお聞きしましたが、今後の手続の点を別にすれば考え方は全く同じです。そうであればこの基本条例の制定の過程そのものをもっともっと大切にしようとおっしゃれば、それも賛成です。ただ先に延びることについて非常に自分自身責任を感じるものですから、そういうことで申し上げております。あと進行についてはお任せして結構だと思います。

松尾数則委員長 ちょっと意見をまとめてもらいたいというか、私どもはずっとこの委員会では修正案についていろいろ審議してきたのです。それで、市長のお話では取下げとかそういうこともあり得るよというお話なのですが、ある意味何か方向性が全然見えてこないし、その辺のところもう少しまとめてもらいたいなと思っているのですが。

白井市長 修正でもってこの6月議会で議決していただけるのか、それとももう1回執行部のほうで当初から練り直すことされたしという方針を指示されるのか、それを決めてください。それによって私がおのとおりに対応します。

杉本保喜委員 今日ここに臨んでいる我々はですね、もう執行部のほうがある程度修正案をのんでいるという格好でここまで来ているわけですよ。だから今私たちが望んでいるのは、もう撤回とかいうことは既に頭にはないのです。だからこの修正案をどのように持っていくかというつもりでここに集まっていると思うわけですよ。だからその辺からまず進めないで、今までの長い時間いろいろとこう試行錯誤ありましたけれど、それをまたとやかく言うと話が進みませんので、今出された分についてはですね、私たちはもっとこう練りたい。その結果としてどうなるかは

分かりませんが、そこからやらないと進まないと思います。

大井淳一郎委員 後ほどの議員間討議で詳しくはやりませんが、今まで指摘した事項については大方了承していただいたということで、今後は議会の中で文言を調整していくということで、その文言も執行部が納得のいく形で調整していきたいと思っています。それをもって議会と執行の共同作業ということですので、お互いが責任、それぞれの立場から中小企業を振興していきたい。そういうふうに私も考えております。

長谷川知司委員 今執行部側のほうで財政的措置については、明記できないということでしたが、市長の口から推進計画等できちんとしますという言葉がありましたので、議会側としての要望は受け入れられたと私は理解します。

河崎平男副委員長 その修正の中で、基本条例の5条の中に施策の推進に当たっては推進計画を策定し、中小企業者、大企業者、関係団体等市民と協力して効果的な施策を実施するものとするということに改められましたので、これについては財政的な支援が今後推進計画に図られるということで、先ほど市長も申したように担保されるというふうに理解しております。ほとんどの指摘事項をお互いに納得したということでこの議会で可決という形に持っていったほうが、中小企業者の皆さんにおいては一刻も早くやっぱりこれは望んでおられますので、議会としても協力というか、やっぱりやさしい議会になっていきたいなというふうには考えますので、どうぞ議論を尽くしてやりたいと考えております。

中島好人委員 私は今各委員の話を聞いてがっかりですね。執行部がせっかく、もっと練り直していいものを作っていこうという提案をしているのに、いやいやそんなことをしなくてもいいよと。こんな委員会で本当にいいのだろうか。僕は3年前にできた宇部市より劣る条例をここで作ることは、山陽小野田市議会の決定をして、執行部においても恥だというふ

うに思うわけですよ。計画の中に盛り込むというのではなくて、きちんと条例に盛り込むというのは、きちんとやるという保証ですから、そういう意味では条例に盛り込むことの意味が大事なのです。だから今執行部に対して僕は今どうこうという形ではなくて、委員の皆さんに言わざるを得ないというふうな感じになっている。市長は取り下げてもっといい物を作りましょうと言っているのに、まあそんなやり取りですね。

大井淳一朗委員 今中島委員、どちらかというとも委員向けの発言だと思いますので、それはこの後の議員間討議でやれば良いと思います。

松尾数則委員長 ただ市長自らの手で取り下げているといわれるような議案を今後提案してほしくないです。それだけお願いしときたいと思っています。

白井市長 それだけやっぱり問題、細かい点について委員会で随分と指摘され掘り起こされてきたので私たちも気が付きました。全国的に結構基本条例があります。それらと対比しながら彼らは作っておりますから、そう恥ずかしくない条例ではなかったというふうに思っております。ですからここの山陽小野田市議会のこの委員会はとりわけ非常に熱心に審議していただいているというふうに思っております。どうもありがとうございます。

松尾数則委員長 10分休憩。

---

午前10時32分休憩

---

---

午前10時44分再開

---

松尾数則委員長 それでは休憩を解きまして審議を続行したいと思います。市長も帰られたし、思う存分言いたいこともあるだろうし。議員のほうか

ら質疑を受けます。

大井淳一郎委員 先ほど市長答弁の中でありました。ただ私は市長が撤回のことについて触れられましたので、前回一般質問で言われたこととの整合性をとる意味もあったのかもしれませんが。手法としてはそういうことも考えられる。ただ執行としてはこの議会で便宜上ね、修正という形になりますけれども、事実上執行の案ということで見ております。執行の案というか、執行と議会が共同して作ったものだと理解しております。ですから確認したいのは、この議会で審議してほしいという意味なのか、その点今一度確認したいと思います。

姫井産業振興部長 まずもってずっと審議になっておりますこと、申し訳なく思っております。私どもとしてはこの6月議会でどうか御理解をいただいて議決をいただけたらなというふうに思っております。と申しますのも実はこれは決して机上で作っておるものではございません。昨年もちよっとお話したかと思うのですが、私と職員で中小企業者、特に商店街、自転車屋等、不動産業、薬屋等いろいろ回る中で、この条例は作っております。それと宇部市と違うということも、るる言われておられますけれど、確かに宇部市とは違っておりますけど、一応私どもとしては、かなり全国的な都市を参考にしながら作っておりますので、宇部市にあるとかないとか、確かにその辺の御意見は分かるのですが基本条例として出しております。ただ先週からが実質の議案審議となっておりますので、委員の皆様方の御意見につきましては、私どもで庁内とか特に市長とは十分すり合わせをする中で、御回答を申し上げておるところでございます。冒頭課長のほうから御回答申し上げますけど、一応回答としては以上でございますが、私どもとしてはとにかく早くこの中小企業振興基本条例を制定いただき、とにかく前に行きたいと、特に地方創生叫ばれておるところであります。特に都市間競争にも負けてはいけません。我々としては本市の特性を生かした推進計画を早く作って、中小企業振興に図っていきたいという思いでいっぱいでございます。そのため

の今、審議をいただいておりますというふうに理解をいたしております。

中島好人委員 この計画がなければ中小企業の振興が進まないということではないわけですよね。だからある意味じゃ地方創生との総合的にね、今慌ててそこだけで言うのではなくて、全体的な地方創生の計画作りと合わせて検討してもおかしくはない。ここだけに出すものではない。全庁的にどうあるべきか、ということになる。そういうことでね、もっと総合的に考える必要があるのではないかと私は思うわけですよ。それとね、それだけ言うなら山陽小野田市になくて宇部市にあるものという形で、随分財政的や審議会、大学などきちんと抜き出して役割をやっているけども、逆に宇部市になくて当市の条例案にあるものとは何か。

姫井産業振興部長 この度、宇部市は確か条例改正をいたしております。それまで小規模というのを、確か条例の中で宇部市はなかったと思うのですが、我々としては小規模企業者の支援というものはっきり最初から明記をいたしておりますところでございます。それと推進計画につきましては確かに今までも市とあるいは商工会議所等、確かに連携はいたしておりますが、この中小企業振興条例はいわゆる関係団体等それから大企業等合わせて中小企業を支援していくというものでございますので、今までよりももっと中小企業振興が加速すると、そのための条例制定でございます。

中島好人委員 要するに関係者だけではなくて、環境や一次産業とかいろいろな関わりの中で検討する必要があるのではないかとやっているのに、そういう話も出ないでしょ。小規模振興条例が、宇部ができる後にできたのではないですか。それはそのときに入れたか入れないかというのはその時の状況によりますけどね。それはそういう商業振興条例ができたらし入れると思いますよ。そういうふうにするということになっている。だから基本法は地域の自然に見合ったものを作成すると、地域の責任において作成するというように基本法はなっているわけでしょ。だから当

市の特徴は何かという話。そういうものも具体的にないわけでしょ。

杉本保喜委員 中島委員の気持ちは痛いほど分かりますが、そこに戻ってしま  
うと進めないで、今の時点での審議を進めていただきたいと思います。

松尾数則委員長 ここでぜひ聞きたいということはありませんか。

大井淳一郎委員 中島委員が常々、市長とのやり取りの中でも言っていたので  
すが、気になるのは恐らく今後策定される中小企業推進計画と総合戦略  
との整合性について言われていると思います。それで、一般質問での川  
地部次長の答弁によると総合戦略は11月末に素案ができる。逆に言え  
ばそれまでに、それと連動した形で私は中小企業推進計画も整合性をと  
っていかないといけないと思っています。ですから、中島委員が言われ  
るのは、総合戦略プランと推進計画の整合性を今後とっていくのか、そ  
の点を確認したいという意味もあるのかなと思います。その点について  
お答えいただければと思います。

姫井産業振興部長 当然総合戦略との関係でも連携も図りながら、中小企業振  
興の推進計画は作ってまいりたいと思います。それから修正については、  
市長も言いましたが、修正をするということについては、委員の皆さん  
と執行部は同じと考えていますので、手法については議論いただきたい  
と思います。

大井淳一郎委員 手法は取下げということであれば修正と考えていますので、  
手法についての議論になるとおかしな話になるので、執行部の意思はあ  
くまでもこの議会で審議してほしいということでしょうから、そこは間  
違えないようにしてください。

姫井産業振興部長 私どもとしては早期に制定したい、6月議会で議決いた  
だきたいと思っています。修正案については、議会と執行部とが両方が確

認した上でということが私はありがたいと思っていますので、委員会から提示がありましたら、市長ともすぐ協議したいと思っています。

松尾数則委員長 それでは、議員で自由討議したいと思いますので、執行部の方は退席をお願いします。

(執行部退場)

松尾数則委員長 それでは、議員間の自由討論に入りたいと思います。

中島好人委員 こういう形で執行部が提案して委員会で修正してという形になるわけですが、市民のいろいろな団体に回ってきた人たちの声やパブリックコメントの意見などをことごとく無視してきて「言うことを聞かないなら勝手にやれ、知らないぞ」ということで、執行部とこれから推進していく実際の人たちとの関係も修復しない状況。執行部と議会との関係だけではなくて、市民との関係もあると思うわけですよ。ですから、修正して可決したという形でいいのかという点では、継続してきちんとその辺の関わりを修復するための努力も必要だと思いますので、ここで修正して6月議会で決めないといけないというものではない。それがなければ事業が停滞するということもないので、推進計画の中にも組み入れて作っていくと庁内の協力関係も生まれてくると思うので、そういうように作り上げていく条例であると思います。それから、市長や執行部が「やります、やります」と口では言っても、市長が代わったり担当者が代わったりしてやらないことがいっぱいあります。でも条例であれば担当が代わってもきちんとやりなさいとなるわけでしょ。だから、きちんと条例に明記すべきじゃないかと思います。あわててここで修正して6月議会で決定することはないと思います。

松尾数則委員長 今は修正案の内容について審議しているので、よろしくお願  
いします。

大井淳一郎委員 市民との関わりについては、私も含めて委員がかねがね言っているように、今後推進計画を作るに当たって、後ほど決める閉会中の継続審査の中にも入れて活動していかなければいけないし、これまでしこなかつたことは私も含め反省しなければいけないところではあります。それから、総合戦略との兼ね合いですが、総合戦略は11月末を目途として素案を作るということで、それを作る際に中小企業推進計画と連動して作っていくためには今回条例を私たちが手直しした上で可決して、推進計画を進めていくということがいいと思います。中島委員が言われるように、もともとここに書いてあることは当たり前で、条例があろうがなかろうがやらなければいけないことです。ただ、議会基本条例でも同じことが言えるのですが、明記することによって代が代わってもその姿勢は堅持していくべきだということは賛成です。財政上の措置についていろいろ意見はあろうかと思いますが、いずれにしてもこれは市長が必要な予算措置については努めていくと言われていきますし、議会が引き続きその辺りのことは言うべきだと思っています。ですから、修正を前提に決着を付けて、推進計画策定に当たって、私たちが今までできなかったことをやっていくべきだと思っています。

松尾数則委員長 それでは修正案について見てみましょう。「デフレ」をのけて。

大井淳一郎委員 前文については、「デフレ」を削除して、「本市経済の循環や」ということで「循環」を入れるということです。「グローバル」については、グローバルということはグローバル化による企業間の競争の結果というところにつながっているので、あえて明記しなくてもいいのではないかということです。

古川議会事務局 前文のうち「個人消費の低迷、デフレ及び」というところで「デフレ及び」を削除。それから「中小企業の振興は、本市経済の発

展」とありますが、「本市経済の循環及び発展」ということで「循環及び」を加えます。それから「関係機関等」を「関係団体等」にします。それから第1条の目的の中の「関係機関等」を「関係団体等」にして、「もって本市経済の発展及び」を「もって本市経済の循環及び発展並びに」にします。4条については、5、6、7号を一つずつ下げて、5号として「地域資源の活用による産業の発展及び創出を促進すること」を加えます。それから、5条の第1項で「総合的」の次に「かつ計画的」を入れます。2項については「施策の実施に努めるもの」を「施策を実施するもの」にします。それから第3項として「市は、中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を検証し、公表するものとする」を加えます。次に、第7条ですが、見出しを「大企業者等の協力」とします。その1項として「及び関係団体等」を削除して、それから「認識し」を「認識するとともに事業活動において中小企業者とともに発展するという考え方を持って」にして、要するに、ここは大企業者のみの責務にします。2項として「金融機関は、中小企業者に対する円滑な資金供給をはじめ、経営相談による支援に努めるものとする」、3項として「学術研究機関等は、中小企業者に対する新商品及び新技術開発等の支援、研究開発の協力等産学連携の促進に努めるものとする」を加えて、金融機関と学術研究機関等の責務を規定します。関係団体等として商工会議所と商店街振興組合はそれぞれ設立根拠法令があり、その中にそれぞれの役割が規定してありますので、ここには挙げていません。なお、法律で規定されている商店街振興組合は、本市では小野田駅前商店街振興組合のみです。

松尾数則委員長 今事務局のほうからいろいろと読み上げてもらいましたけれど、指摘した事項、基本的には自分の思ったように訂正、修正をされているかどうか。

中島好人委員 もう一つ財政の問題で担保するというところの意味合いの項目はなかったとしても、そういう流れみたいなところはどこか文章として

ありますか。

古川議会事務局長 先ほど河崎副委員長が言われたように市の責務の5条の1項、前項に規定する施策の推進、前項に規定するというのは中小企業の振興施策を総合的にかつ計画的に行うというのを受けてそれを推進するに当たっては中小企業の振興に関する振興計画を策定し、これは今後策定されます中小企業者、大企業者、関係団体及び市民と協力して効果的な施策を実施するものとする。この主語は市の責務ですから、「効果的な施策を実施するものとする」ということの中に当然財政的な面も含まれると。当然今でも制度融資等を行っておりますし、商店街のアーケード等々の補助もやっておるということにも含まれると思うのですが、一応ここに条例的には読み取っていけないのではないかとというのは河崎副委員長が申されて、一方執行部の部長もそのとおりですというような。今回だけじゃなくて、その前からも言っておったと思います。それと逐条解説にもその辺のことは書いてあったのではないかとということで一応執行部が財政的にも考えておるというのは担保できておるという理解をこちらのほうが示せるのではないかとというふうには考えます。

中島好人委員 先ほどの審議会の問題は公表ということで6条の中に組み込むということでしたかね。宇部市との同じ内容で。

古川議会事務局長 審議会のくだりについては、前回の委員会の中で松尾委員長の命を受けまして11項目のことを整理する中で、7番については審議会の設置については条文うんぬんよりとにかく審議会なり評議会を作るということとどこに基本を置いて要綱を作るか他の条例で作るのかを示せということが必要ではないかということと私がここで申しまして、基本的には皆さんそれでいいということでしたので、先ほど大井委員ですか、きちんとほかのステージといいますか条例外のところでちゃんと示す必要があるということで多分どちらにしても審議会でも協議会でも動かそうとしたら条例なり要綱を作らないとできませんので、それはき

ちんと作ると思います。ですからその辺のところではどういうものを作ったかというのは逐次報告をさせればいいのかというふうには考えます。

中島好人委員 ということはこの条例にはそういうふうなつながりというか協議会にしても審議会にしても設置をにおわすような文面というのはどこを指すのでしょうかね。

大井淳一郎委員 僕が言うのも、局長も当然。（発言する者あり）市の責務の中に中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に行うのに際して、やはりその中でそうした審議会なり協議会なりを設けて、さらに3項のところでは予定のところでは実施状況の公表ということで盛り込まれていると考えます。ですから私も先ほど市長に確認取りましたけども、審議会設置の考えはあるということですので、その設置条例なり作ってそうした組織的なものはきちんと担保されていくと私自身は感じました。

中島好人委員 公表についてはどこですか。

松尾数則委員長 検証し、公表するという。

古川議会事務局長 公表するものとするですから「するものとする」と「する」というのは同じですから。

中島好人委員 だから4項になるのですか。どこにあるのですか。

松尾数則委員長 3項。5条の3項。これ追加しますということだから。

古川議会事務局長 もし大体これでよければ、時間をいただいて書記に整理はさせましょうか。

中島好人委員 本当はね、こういう形で例えこういうのができたとしても、本

当に生かされていく道というのは団体や市民との理解というかそういうもので時間をおいて執行部と団体との兼ね合いとか、今議会と委員会との関係ではそういう形でこうやって修正がどんどんできて、実際この事業として携わっている人たちとの信頼関係ができないまま本当に作って、慌てて作っていいものかというのは気持ちの中にはあります。たとえ条例がこうやってすばらしいものができたとしても、よそに向かっていいのができた、宇部市よりもっといいものがここでできたとしても、市民との関わりの中で一生懸命市民が参加して、一生懸命作って「自分たちの条例が盛り込まれて本当に良かった」とこういう兼ね合いの中で条例が生きてく。計画も生きていくというふうに思うのです。本当はね。だけど私少数で、ここで駄目だ、駄目だと言っても理解が得られない私の力不足をつくづく感じます。残念で仕方がないですけども。条例そのものについては納得せざるを得なければならないかなという流れになってきているから。だけど気持ちとしては残念。

大井淳一郎委員 この議案をさらに慎重な審査をするため継続するかどうかにについては意見が分かれるところかもしれませんが、中島委員が言われるように今後中小企業との信頼関係、私たちも力不足で、執行もしっかりプロセスをやるべきだったとっております。ただ今後そうした信頼を回復していくことというのは委員全員一致したところだと思っております。この条例を生かすためにこの条例をもって、推進計画が本当に生きたものになるため、御承知のように宇部もこういった振興実施計画でかなり中に詳細な事業が書かれてあります。宇部市に負けないくらいのものにするために私たちも汗をどんどんかかかなければいけないという。その点は皆さん一致したところと思います。皆さん頑張ってください。（「それじゃあちょっと休憩を取って、これを作って」と呼ぶ者あり）。

松尾数則委員長 すぐにできるのですか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員 どうしても不備なところが出てくるとは思う。そのときは僕ら

も条例改正も含めてもっていきましょう。そういう力は僕らありますので。

杉本保喜委員 だから1年後くらい動きを見てアクションプランをどういう形で作るか。それによってこれを見直しする必要があるのではないかという意見が出てくる可能性があるわけ。

大井淳一朗委員 それは当然指摘していかないといけません。

杉本保喜委員 これで終わりではないから。

大井淳一朗委員 条例はこれを基にスタートです。

松尾数則委員長 議員間の討議はこれで終わります。

長谷川知司委員 これから協議会ですか、時間掛かるようならほかをすれば。

古川議会事務局長 しばしお待ちを。

松尾数則委員長 それでは閉会中の調査事項につきまして、鴨橋をぜひ見に行きたいと。ただ県工事になります。土木のほうに言ったら、いいよという話ですから県が来てから一緒に見ましようということになっています。

(発言する者あり)

杉本保喜委員 今回の鴨橋は以前よりも位置が高くなる。そうなると、前後の商店がどのような形になるかというのが、ここの商店の活用とかその辺りのほうに厚狭の商店街のあり方が変わってくるわけ。その辺を地域の人たちがどのように考えているかということと、一番橋に近いところの商店の通りが悪くなる。そういうところはどうなるのかという、中島委

員の話聞いて高さによっては随分その点の影響があるのではないかという話になる。

松尾数則委員長 1件ではもったいないから山川のほうも工事しているので同時にできるのですが。

杉本保喜委員 東側のほうはあまり影響がないと思うけど、西側のほうはかなり影響がある。形としてどうなのですか。

長谷川知司委員 今の件については、県はそういうことは分かっているし、地元の商店街にも説明しているはずですから、それを再度聞きましょう。

杉本保喜委員 そうそう、それが必要だと思う。

松尾数則委員長 ただ、この中に閉会中に入れておかなくて行っていいのかわるか。

大井淳一郎委員 これに入れることはない。鴨橋に関するのとかが入れられない。

(発言する者あり)

松尾数則委員長 委員会は全部閉じて、もうこれで終わらして・・・。

古川議会事務局長 委員会を閉じてはいけません。今、せっかく慌てて打ったのを配ったのに。それを確認してください。

(発言する者あり)

松尾数則委員長 委員会を再開いたします。お手元に修正案が届いておると思

いますけれど。

古川議会事務局長 条例の修正案じゃないですよ。条例の修正案は何々を何々に変えるというのが最終的には出ますけど一応考え方、先ほど私が説明したのを分かりやすく書いておりますので。それで確認をしていただけましたら先ほども執行部のほうも議会のほうが改正されたのをよくしんしゃくしてということをお願いしておりましたので、持って下りようと思います。

松尾数則委員長 最終的にはどういう流れになるのですか。原案があって、原案との比較でこれがあるのですか。

(発言する者あり)

古川議会事務局長 副委員長が修正案、全会一致になるのであれば副委員長が修正案を作りますので、とりあえず今はこの内容でいいかということを確認していただいて執行部もいいということになったら、きちんとした修正案を作ってこれでまず修正案を議決していただいて今度相手にこのように決まったからということをお願いする作業がございますので。

松尾数則委員長 一応今局長のほうからさらっと説明がありましたが、再度こうやって文章となると若干違うところがあるかもしれないです。

古川議会事務局長 この分でもいいということになると、とりあえず執行部に投げ掛けますよ。

(発言する者あり)

松尾数則委員長 副委員長のほうからちょっと読んでもらいますので。

河崎平男副委員長　それではもう一度先ほど読み上げたということで、今度は正式に修正案がお手元にあると思います。読み上げますのでよろしくお願いたします。1 ページ目は先ほどもありましたとおり「デフレ及び」というのは削除ということでありまして。それから下から2行目の「本市経済の循環及び」というのが追加されております。次は2ページ目ですが、上から2行目「関係機関等」が「関係団体等」に変わっております。それから目的の5行目のところでありまして、「関係団体等」であります。それから次の2つ目の「もって本市経済の循環及び」というのが入って「発展及び」というのが削除、「並びに」というのが入って「市民の生活向上に」ときておりますのでよろしくお願いたします。それから次のページであります、ここに(4)の次に5番目に新しく「地域資源の活用による産業の発展及び創出を促進すること」ということで追記されております。(6) (7) (8)については項を下げて(5)が(6)、(6)が(7)、(7)が(8)になっております。それから5条のところには重要なものが「かつ計画的に」という文言が追加されております。それから2のところにはこれも一番大事であります、「施策の実施に努めるもの」というのが削除されて、「施策を実施するものとする」ということで追記されております。それから3項であります、「市は中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を検証し、公表するものとする」ということで「公表」が追記されております。それから下から2行目ですが、「大企業者及び関係団体の協力」というのがあったのが、「大企業者等」それから「及びから関係団体等」は削除ということになっております。それから7条のところにも同じであります。「及び関係団体等」は削除。次の最後のところでありまして、「責任を認識し」というのが削除されて、追記されておる分が「認識するとともに事業活動において中小企業者とともに発展するという考えを持って」ということが入っておりますので、先ほど局長が申し上げたとおりでございます。それから「2 金融機関は中小企業者に対する円滑な資金供給をはじめ、経営相談による支援に努めるものとする」、それから「3 学術研究機関等は、中小企業者に対する新商品及び新技術開発等の支援、

研究開発の協力等産学連携の促進に努めるものとする」ということでもあります。以上が削除又は追記されている6月15日に指摘した項が全て大体入っております。財政的なものについては担保するものが入っておりますのでこういうことで読み上げました。修正案であります。

松尾数則副委員長 以上今副委員長のほうから読み上げていただきましたけども、内容についてどこかおかしいところは、もういいですね。

古川議会事務局長 では執行部のほうに。

松尾数則副委員長 休憩。

---

午前11時42分休憩

---

---

午前11時50分再開

---

松尾数則委員長 それでは休憩を解きまして委員会を続行したいと思います。

委員会で修正いたしました内容が出来上がりました。もちろんこれは委員会が独自に作ったものではなく、執行部といろいろな話し合いの下で作りましたということで、双方にその辺の内容についてしっかり確認を取っておきたいと思っております。一度目を通してもらいたいと思いますが、昨日までにいろいろな形で質疑した内容が基本的にはそのまま網羅はされております。読み上げたほうがいいかな。読み上げなくても大丈夫ですか。この内容について確認をしていただけましたでしょうか。

姫井産業振興部長 まずもってありがとうございます。一応今内容のほう確認させていただきました。重要な案件でございますし、朝お話ししましたように市長にも確認をさせていただけたらと思いますけど。ただいろいろ執行部側と委員会の委員の皆様方で作り上げてきたものというふうに理解させていただいておりますし、いろいろ委員会を何度も開いていただ

いてそれは恐縮をいたしております。先に市長ととにかく確認をさせていただいて、また私のほうから十分説明も委員会の皆様方の修正の説明もさせていただきたいと思えます。どうかよろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

松尾数則委員長 白井市長に来てもらえますか。

杉本保喜議員 それもって読んでいただいて、こっちに来ていただくと早いけど。

松尾数則委員長 ちょっと休憩ですね。

---

午前 1 1 時 5 3 分休憩

---

---

午前 1 1 時 5 6 分再開

---

松尾数則委員長 休憩を解きまして委員会を再開したいと思います。市長はどうですか。

姫井産業振興部長 ちょっと今席を外して 1 3 時には戻っておりますので、また昼からというわけにはいかなければ私のほうから市長のほうには承諾をとります。

(発言する者あり)

松尾数則委員長 基本的にはそういう体制が僕は、という気がありますけど。

古川議会事務局長 承諾の行為は承諾の行為で、その後修正案の議決を委員会がしなくてはいけないので、その辺のお含みおきを。それとこれは単なる修正案の分かりやすいものですから条例改正の案をきちんと作らなく

てはいけないので、その議決を委員会はしていただいて最終的に執行部を呼んでそれを討論、採決をしなくてはならないという作業が残っています。これが終わったから全部終わりというわけではございません。これはベースになりますけど、きちんとした修正案の討論、採決が必要であるということはお含みおきください。

松尾数則委員長 13時には市長が来られるのですか。昼からしましょうか。討論、採決まで今日はできればと思っているのですが。13時まで休憩。

---

午前11時58分休憩

---

---

午後1時 再開

---

松尾数則委員長 市長の出席はないようですので、それでは休憩前に続きまして再開いたします。市長には会われたのですか。

姫井産業振興部長 市長に話をして、これ見て確認しています。

松尾数則委員長 それでアクションは。

姫井産業振興部長 これでするしくお願いしますと（「ということでしたか」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

松尾数則委員長 再度申し上げますけれど、基本的にはもちろん執行部と委員会が同じ思いで、同じ内容でこのような修正を行ったという認識の下で修正を行いたいと思いますので。その修正の内容についてはお手元に資料が行っていますか。

河崎平男副委員長 先ほど委員会のおきに山陽小野田市中小企業振興基本条例について内部的に皆さんの御意見を聞いて確認を取ったところでありま

す。ついては修正案について提案いたします。修正案の提出についてありますが、山陽小野田市議会会議規則第100条の規定により、修正案を提出するものであります。件名については議案第59号山陽小野田市中心企業振興基本条例に対する修正案であります。この修正案につきましては、変わったところのみを修正ということで読み上げます。よろしく願いいたします。お手元に修正案が届いておりますので、2ページに修正前と修正後ということで対比、比較してありますので御覧いただきたいと思っております。はじめに修正前、上から5行目「デフレ及び」ということで、修正前は書いてありますがこれは削除しております。次に真ん中辺りにありますが、「本市経済の発展」というのを「本市経済の循環及び発展」に修正するものであります。修正前、後段から3行目のところではありますが「関係機関等」を「関係団体等」に修正するものであります。次のページであります。ここについての目的のところではありますが、4行目のところに「関係機関等」を「関係団体等」に修正、変更するものであります。それから次の目的のところではありますが、「本市経済の発展及び」ということが、「本市経済の循環及び発展並びに」ということで修正しております。それから基本方針のところではありますが、(5)であります。地域資源の活用による産業の発展及び創出を促進すること。逐次項目がずれておりますので5、6、7、8ということで新しく修正しております。次のページであります。市の責務のところ「かつ計画的に」ということが明記してあります。それから2項あります。「施策の実現に努めるものとする」が「施策を実施するものとする」ということで修正しております。3項については「市は中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を検証し、公表するものとする」ということで明記して修正しております。次は大企業及び関係団体等の協力ということで、「大企業及び関係団体等」については削除し、「大企業者等」のみであります。それから7条、「大企業及び関係団体等」は削除し、「大企業者」ということで、「社会的責任を認識し」から「社会的責任を認識するとともに事業活動において中小企業者とともに発展するという考え方を持って」ということで明記し修正しております。そ

れから、2、3についても「金融機関は、中小企業者に対する円滑な資金提供をはじめ、経営相談による支援に努めるものとする」。3項が「学術研究機関等は、中小企業者に対する新商品及び新技術開発等の支援、研究機関の協力等産学連携の促進に努めるものとする」というふうに明記しております。以上で別紙のとおり修正案として提出するものであります。

松尾数則委員長 修正案の提出の説明が終わりました。本修正案につきまして質疑、討論、採決を行いたいと思います。質疑のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ない。討論はございますか。

中島好人委員 私はまずは、本来ならこういう修正という形で委員提案という形ではなくて、もっと慎重に市民との共同というか理解というかその辺のところでもっと時間をとって理解を得ながら進めていくというのが大事だろうというふうに思います。しかし、ここにきていろいろ財政の問題とか、きちんと審議会を設けるとか、そういった項目はないけども議員の修正案ですのであえてここで私が反対というふうなこともよろしくないというふうに判断いたしましたので、賛成といたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

松尾数則委員長 討論はほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは討論をこれで打ち切ります。それではこの修正案につきまして採決をいたします。本修正案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成であります。本修正案は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）ただいま議決されました修正案につきましては、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を委員長のほうに委任していただきたいと思います。御

異議はありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議がありませんので、条項、字句、数字その他の整理は委員長に委任することに決定をいたしました。次にただいま修正議決いたしました部分を除く原案について、討論、採決を行います。まず討論からいきたいと思います。討論はございますか。

中島好人委員 一つはきちっと審議会の項目を条例化すべきという点と、きちんと財政的な確保のために努力をするとか、そういう文面がないことによってこの原案に反対をいたします。

松尾数則委員長 そのほか討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしでございます。それでは、これから採決をいたします。修正議決した部分を除く原案について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 賛成多数であります。以上をもちまして修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）中島委員から少し話もありましたが、理念条例を修正するということが執行部として基本的には恥ずかしい行為である。推こうし、練り上げられた状態で提出すべきである。理念条例というのはそういうものであると。安易に議会で修正すればよいという考えを持たないということは当然のことだと思うのですが、前部長の話にもありましたけど勝手に議会で修正すればよいという発言もありました。これは全く執行部がとるべき態度ではないと。特にかなり早い時期から内容について指摘をしておきました。そのあと一向に動きが見えなかった。そういう真摯さというかその辺の態度が見られないということをも是非とも指摘しておきたいと思っております。確かに今回市長の話にもありましたように、商工関係、重要課題が山積みしておりました。その内容についても、もっと早い段階で委員会に報告や相談をしてほしい。何度も申し

上げますが、議会は執行部の監視機能と同時に車の両輪として機能を持ち合わせている。委員会としては執行部と協力していいものを築き上げていきなないなと思っております。今回の流れの中で3回した内容、こんななという意識は全然なくて、早い時期から指摘した内容について基本的にもう少し考慮しておいてくれればすぐにでも可決した部分ではなかったかなと思ってます。何度も言うようですが、執行部とは車の両輪として特にこの中小企業の問題についても共に頑張っていかなければならない内容だと思っていますので、これからもその辺のことについては指摘をさせていただいて、共に頑張っていきたいと思っております。

姫井産業振興部長　まずもって、このたび審議、委員会を何度も開いていただきありがとうございます。かつ申し訳なく思っております。私の委員会に対する答弁等、また不適切な部分もあったかと思えます。とにかく一生懸命いつもやっておるのですが、その辺りで不備があったことは反省もいたしております。今委員長が言われましたことをまた十分私も反省いたしましてとにかく委員の皆さんと一緒にとにかく中小企業との振興あるいは、ほかの事につきましても進めていきたいと思っておりますので、どうか今後とも御指導いただきますようお願いいたします。それと、今回のこの条例につきまして修正案という形で皆様方に大変御迷惑を掛けました。委員長、副委員長をはじめ、委員の皆様方、そして議会事務局方々にもいろいろ御指導いただきまして本当によろしくここまで来たということは本当に感謝申し上げます。お詫びと感謝を申し上げます。どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

松尾数則委員長　部長のほうからそういうお話があったのですが、よろしいですか。

中島好人委員　これからだから、しっかり関係団体との調整をしながら計画をして取り組んでいただきたい。今までのような形を決して取らないでほしいということを再度申しときたいと思えますし、私たち委員会も積極

的に今後も団体とも関わっていきたいというふうに思っていますので一緒になってその辺の、やはり一番大事なのはそこの関係者の声が本当に生かされる内容にしていかなければいけないというふうに思っていますのでこの計画に当たっては、ぜひ一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

松尾数則委員長 意見が出尽くしたようですので委員会のほうは以上で終わりたいと思ひます。議案第59号についての委員会の審査は全て終わります。

平成27年6月25日

産業建設常任委員会委員長 松 尾 数 則